

心身障害者扶養共済制度 加入者の皆様へ

～平成20年4月1日より、心身障害者扶養共済制度が改正される予定です～

この制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

これは、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものであります。

しかしながら、平成8年の国及び道府縣市からの公費負担を含めた見直し以降、運用環境の変化に伴う運用利回りの低下や、障害者の平均寿命の伸長による年金給付期間の長期化等により財政が悪化し、将来の年金支払を確実に行なえない恐れが生じております。

このため、厚生労働省において、心身障害者扶養保険検討委員会(☆)を設置し、検討を進めてきたところであり、『今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当である』旨の報告書がとりまとめられました。

これを受けて、平成20年4月1日を目処に制度改正の準備を進めているところです。今回の改正は、この制度を維持するために必要なものです。加入者の皆様におかれましては、改正の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

平成19年10月

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部

独立行政法人福祉医療機構 共済部

改正の内容は次のとおりです

1. 年金額は1口あたり2万円が維持されます。
2. 見直し後(平成20年4月1日以降)の1口あたり掛金額は次のとおりとなります。

【注意】 新たに加する者で、改正前の現行保険料が適用されるためには、早めに(遅くとも20年²半月中)各自治体の窓口で手続きを行う必要がある。提出の遅れや提出書類の不備などにより、4月加入となった場合は、新規加入者の額が適用されることになる。(既に一口加入している者で、2口目の加入を希望する場合も同様。)

加入時年齢	現行掛金額	改正後掛金額	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加する者となる方の掛金額
35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
35歳以上～40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
40歳以上～45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
45歳以上～50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
50歳以上～55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
55歳以上～60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
60歳以上～65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

- ・ 昭和61年3月以前に1口加入した方(加入時年齢45歳未満)については、昭和61年4月1日現在における年齢区分による掛金額(35歳未満5,600円、35歳以上～40歳未満6,900円、40歳以上～45歳未満8,700円、45歳以上10,600円)となります。
- ・ 65歳以上かつ保険料払込期間を了し、現在掛金の納付をされていない加入者の方は、引続き掛金の納付は要しません。

3. 見直し後(平成20年4月1日以降)の弔慰金、脱退一時金は次のとおりとなります。

	加入期間	現行の弔慰金、脱退一時金	平成20年3月31日以前に加する方で見直し後の事由による弔慰金、脱退一時金	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加される方に係る弔慰金、脱退一時金
弔慰金	1年以上～5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上～10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

☆心身障害者扶養保険検討委員会資料(第1回～第4回)においては、下記のURLで確認できます。

厚生労働省ホームページ <http://www-bm.mhlw.go.jp/shingi/other.html#syakai>

【お問合せ先】

◆ 制度の改正に関する問合せ

独立行政法人福祉医療機構 共済部 扶養保険課(TEL 03-3438-0221)